破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１４３号
大分市大字古国府1355番地の６　アドバンス古国府106
債務者　宮﨑美知子
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１４７号
大分市大手町１丁目２番21―302号　エルグレイス大手
債務者　田代　智子
１　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１７０号
大分市大字羽田877番地の１
債務者　葛城　達男
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４６号
北海道小樽市花園３丁目３番６号　堀口ハイツ302号室
債務者　高橋まゆみ
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第４４号
青森県八戸市大字金浜字家ノ向７番地４
債務者　田中恵美子
１　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
宮城県柴田郡大河原町字新桜町10番地３　Ｉ棟
債務者　大内　唯幸
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第３号
福島県相馬市北飯渕１丁目16番地の５　アイワアネックスＦ号室
債務者　三瓶　依里
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２５年（フ）第１７０号
茨城県水戸市東前町1199番地　カレントＡ棟101号
債務者　田中　　淳
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第９７号
茨城県つくば市花畑２丁目６番地６　ルミナス花畑103号、前住所茨城県つくば市花畑２丁目５番地13
債務者　江上八千代
１　決定年月日時　平成25年５月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第９８号
茨城県つくば市観音台１丁目34番地16　ルミナス観音台壱番館402号、前住所茨城県つくば市花畑２丁目５番地13
債務者　國府田こずえ
１　決定年月日時　平成25年５月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１００号
茨城県土浦市湖北１丁目５番17号
債務者　近藤　順一
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第３２号
群馬県桐生市相生町３丁目236番地の２
債務者　髙橋　順一
１　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第４８号
千葉県富津市千種新田166番地の11
債務者　吉村　真也
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１１９号
金沢市南塚町11番地１　ジャスミン10号室
債務者　荒木　省三
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１３６号
金沢市大樋町６番23号　リバティーハイツ202号室
債務者　梅岡　麻子
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１３６号
山梨県北杜市高根町村山北割1188番地
債務者　矢野　嘉彦
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３７号
山梨県北杜市高根町村山北割1188番地
債務者　矢野美佐子
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係